

Com aqua しずく会員（入会・継続）申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 Com aqua 御中

(申込者) _____

(氏名または企業名)

(住所) _____

(*自署して下さい。記名の場合は押印下さい)

私（当社）は、一般社団法人 Com aqua の目的に賛同したので下記のとおり
会員への（入会・継続）申し込みを致します。

記

会員種別（該当に○）	1. 個人会員（年会費 3,000 円） 2. 法人会員（年会費 10,000 円）	口数 口
所属名 （法人・団体名）		
役職名		
氏名 （法人等の場合は代表者）		
連絡先	電話 () FAX () 携帯電話 ()	
メールアドレス	@	
会員納入方法（該当に○）	1. 口座振込 2. 行事開催時に持参 3. 紹介役員等へ納付	
紹介役員等氏名		
備考		

*口座振込による納入の場合、振込手数料は申込者様の負担となりますのでご了承ください。

~~~~~領収書~~~~~

平成 年 月 日

様

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、Com aqua しずく会費として  
(個人・法人 口分)

一般社団法人 Com aqua  
代表理事 渡邊紹裕

## 様式第3号

### ◆送付・問い合わせ先

入会申込書は必要事項をご記入の上、郵便、FAXあるいはpdfをメール添付で、下記事務局にお送り下さい。

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町 一般社団法人 Com aqua 事務局

FAX: 075-708-8006

E-mail: [info@comaquaa.org](mailto:info@comaquaa.org)

### ◆会費の払込みは「郵便払込書」にて以下にお願いします。

(個人会員 1口 3,000円 法人会員 1口 10,000円)

口座番号 : 00910-0-202485

\*通信欄に「新入会員」と明記ください。

### ◆新入会員へは会員証「しずくカード」をお送りいたします。

このカードは、フィリピンの障がいのある方が作成するものです。その代金250円は新入会員費の一部として支払われ、障がいのある方の自立支援活動資金となります。フィリピンとの水つながりの交流を深める一助となります。

### ◆本申込書に記入された個人情報については、個人情報保護法の精神にのっとり厳正に管理し、当会の活動に必要な範囲にのみ利用致します。

## 一般社団法人 Com aqua 目的及び会員規定

### 目的

この法人は、人間の暮らしに欠かすことのできない貴重な水の、流域や地球規模の循環や、それに関わる地域の環境や文化などにおける問題の深刻化に鑑み、望ましい「ひとと水との持続的な関わり」を形成及び維持するために、地域の水環境や水管理の改善に向けて活動する国内外の関係する機関や人々と連携協力して「水の環」を拡大強化するとともに、具体的行動を実現並びに促進させることを目的とする。

### 会員

#### (種別)

第1条 この法人の会員は、次条に定める者とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。(1)会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有する。

#### (入会)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出するものとする。  
2.代表理事は、前項の申込者が本会の目的に賛同するものであると認められるときは、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。  
3.代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。  
4.会員になろうとする者は、代表理事による入会許可後、会費納入が確認された後に会員となる。  
5.団体が会員となる場合にあっては、団体の代表としてこの法人に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、代表理事に届けなければならない。  
6.指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

#### (会費)

第3条 会員は、会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき (3)2年分以上会費を滞納したとき (4)除名されたとき

#### (退会)

第5条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

第6条(1)会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。(2)この定款に違反したとき。(3)この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返環)

第7条 既納の会費及びその他の抛出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

以上